

# 財産移管

## 1 検討の前提

公立大学法人は、業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。	法第6第1項
公立大学法人に出資できるのは地方公共団体のみ。	法第6第2項
金銭以外の出資財産は時価評価額とする。	法第6第4項
出資する財産(資産)は定款に記載しなくてはならない。	法第8第1項

### 《参考》 財産の管理及び処分に関する規定（地方自治法ほか）

#### (1) 財産の分類

分類		内容	処分等に関する規定
公有財産 (不動産等)	行政財産	公用又は公共用に供し、又は供すると決定した財産	売払、譲与、貸付、出資等は不可 (目的外使用の許可は可能)
	普通財産	直接特定の行政目的に供さない財産(行政財産以外の公有財産)	売払、譲与、貸付、出資等が可能
物品		動産(現金、公有財産、基金以外のもの)	売払いを目的とする物品、不用決定した物品以外の売払いは不可
債権		金銭の給付を目的とする権利(地方税、使用料等の収入債権)	法令等に特別の定めがある場合以外での債権放棄には議決が必要
基金		特定目的のための積立金、定額の資金運用のための資金	設置目的以外での処分は不可

#### (2) 主要財産(土地・建物)の法人移管手続き等

区分	出資	無償貸付	県管理(移管留保)
財産の性格	法人所有財産 (出資財産)	県有財産 (普通財産)	県有財産 (普通財産)
移管の手続き	議会議決 (地独法66条)	県内部の決裁行為 (財産の交換、無償貸付、 譲与等に関する条例)	不要
財産の管理	法人による維持管理 (利活用が可能) 条例による処分制限	法人による維持管理 (利活用は可能、処分は 法人による処分は不可)	県による維持管理
増改築の 手続	法人財産 上物のみ に建設 追加出資	一旦返還 追加出資	追加出資

## 2 検討の視点

法は、「地方独立行政法人は……財産的基礎を有しなくてはならない」と規定しているのみで、必ずしも所有していなければならないとは規定していない。

このため、土地・建物等の主要財産の移管形態等についての検討が必要である。

項目	検討事項及び視点
移管形態	出資、貸付のいずれかの方式の選択 (業務実施に必要な財産的基盤を保有することが原則)

## 3 先行事例

設立団体	土地	建物	出資以外の理由
秋田県	貸付	出資	土地は地元の雄和町が貸付け
岩手県	出資	出資	
東京都	出資	出資	返還・建替予定の土地・建物については無償貸付
大阪府	貸付	出資	土地は移転改築完了後に追加出資の予定
長崎県	出資	出資	
横浜市	出資	貸付	建物と建物に係る負債(地方債の未償還残金)を市が一括管理
北九州市	出資	出資	
国立大学	出資	出資	

## 4 検討結果

土地・建物については、県が法人に出資(権利承継)し、法人に移管することにより、法人の財産として明確に位置づける。

看護学部棟北側の後背地についても、一体的・安定的な利活用を図るため、出資の対象とする。

については、中期目標・中期計画において、将来的なキャンパス移転を視野に入れつつも、当面の利活用計画(第2グラウンドとしての活用、地域開放施設としての活用等)を定め有効活用を図る。